

令和5年度 みやざき材を魅せる「空間・人」づくり事業（設計支援事業） 募集要領（2次募集）

令和5年12月4日
みやざきスギ活用推進室

第1 事業概要等

1 事業内容

県産材を活用した非住宅施設の新築又は増築に要する経費のうち、設計費に対して助成する。

2 補助対象者

個人又は法人

3 補助対象施設

- (1) 非住宅施設のうち、木材使用数量（材積）の70%以上が県産材である中大規模建築物等（延床面積が500m²以上の木造建築物及び新たな用途・分野への木材利用を促進する木造施設等、知事が特に必要と認める施設）であること。
- (2) 単位面積当たりの木材使用量が、実施要領別表に示す目標値以上であること。
- (3) 補助事業実施年度内に実施設計が完了すること。なお、設計のみで施設の工事請負契約を伴わない事業は、補助の対象としない。
- (4) 補助金交付決定日以降に実施設計に着手するものであること。

4 補助対象となる費用

県産材を活用し、木造で計画される施設の実実施設計に要する経費とする。ただし、次の経費は対象外とする。

- (1) 基本計画・基本設計費
- (2) 設備設計費（電気設備、空調設備、給排水衛生設備、昇降機設備等）
- (3) 既存建築物の解体撤去等に係る実施設計費
- (4) 外構等建物周辺施設の実実施設計費
- (5) 地中埋設物処理及び地盤改良工事等に係る実施設計費
- (6) 建築確認申請、工事管理、積算に係る経費
- (7) その他木造建築等の実施設計に直接関係のない経費

5 補助率等

補助対象となる費用の1/3以内。ただし、補助金の上限額を200万円とする。

第2 募集期間

募集締め切りは、令和6年2月16日（金曜日）とする。ただし、予算の状況によっては、募集期間中に終了する場合がある。

事業実施を希望する場合は、西臼杵支庁又は各農林振興局の林務課へ別添の「事業計画書（募集用）」、関係資料等を提出すること。

第3 その他

- 1 要望が多数の場合は、事業の採択ができない場合がある。また、補助金額の調整を行う可能性がある。
- 2 本募集要領の他、みやざき材を魅せる「空間・人」づくり事業実施要領等によること。

第4 問合せ先

宮崎県 環境森林部 山村・木材振興課

みやざきスギ活用推進室 木材利用拡大担当（担当者：波越）

電 話 0985-26-7156

F A X 0985-28-1699

メール miyazaki-sugi@pref.miyazaki.lg.jp